

日本司法支援センター（法テラス）の犯罪被害者支援業務の概要

日本司法支援センター愛知地方事務所

1 日本司法支援センター（法テラス）について

【資料1】

(1) 設立の経緯、事業目的、事業内容

(2) 愛知県内の組織体制

愛知地方事務所（法テラス愛知）、法テラス愛知法律事務所（名古屋市）
同 三河支部（法テラス三河）、法テラス三河法律事務所（岡崎市）

2 法テラスの犯罪被害者支援業務について

【資料2】

(1) 対象

生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為、児童虐待による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族。 ※ 財産犯の被害は原則として対象外。

(2) 内容

- ア 犯罪被害者の心情に配慮しつつ、丁寧に状況やニーズ等を聴取・把握する。
- イ アを踏まえ、犯罪被害者支援のための法制度や相談窓口に関する情報を提供する。
- ウ アを踏まえ、弁護士による法的支援への「橋渡し」を行う。
「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士」の紹介、法律相談機会の提供
- エ 弁護士費用等の援助制度の運用にかかる事務を取り扱う。

(3) 「弁護士費用等の援助制度」の概要

【資料3】

(4) 実績・統計情報等

別冊『法テラス白書（令和2年度版）』抜刷を参照。

3 まとめ

(1) 犯罪被害者の心情に配慮しつつ、丁寧に状況やニーズ等を聴取・把握し、できる限り迅速かつ円滑に弁護士による法的支援への「橋渡し」を行うことが中核。

- ・ 弁護士紹介の方法等、具体的・細目的事項は弁護士会等と協議し、地域事情等に応じて創意工夫。

(2) 情報提供業務、民事法律扶助業務など、必ずしも犯罪被害者支援のみを目的としない業務の中で、所要の工夫を施して犯罪被害者支援にも活用。

- ・ 「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士」の紹介（情報提供）
- ・ 損害賠償命令、保護命令等の事件類型について「立替基準」を規定（民事法律扶助）
- ・ 犯罪被害者である被援助者と受任者の打合せに同席したカウンセラーの費用の立替（民事法律扶助）

(3) 業務を通じて新たなニーズを把握して立法事実を蓄積、制度の新設・拡充に貢献。

- ・ 平成28年総合法律支援法改正による「DV等被害者法律相談援助事業」の新設（H30.1.24施行）
- ・ DV等被害者法律相談援助での電話等相談恒常化（R4.4.1）
- ・ 犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化（R4.4.1）

以上

法テラス（日本司法支援センター）とは

法テラスは（正式名称：日本司法支援センター）「司法制度改革」のひとつとして、総合法律支援法に基づき、国により設立された公的な法人です。全国各地でも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現を基本理念としています。

法テラスとは

法テラスは、総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、国により平成18年4月10日に設立されました。

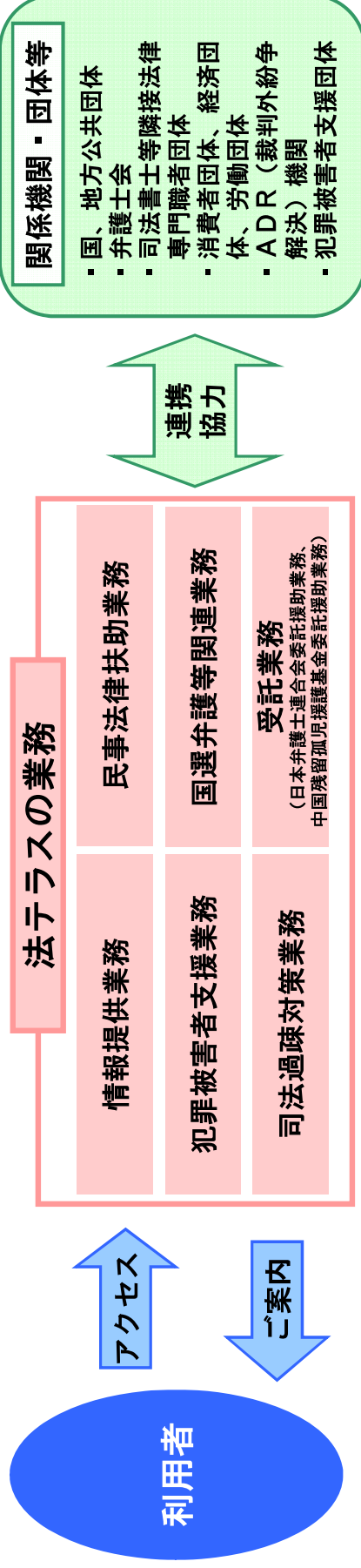
正式名称は「日本司法支援センター」といいます。「法で社会を明るく照らしたい」、「皆様がつろろげる陽当たりのよいテラスのような場所にしたい」という思いを込めて、愛称を法テラスとしました。

総合法律 支援法とは

民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念としています。
裁判その他の法による紛争解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及びその他の隣接法律専門職者のサービスを、より身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、基本となる事項を定めています。そして、その中核となる法テラスの組織と運営についても定めています。

法テラスでは

あらゆる法的な悩み（法的なものか分からないという悩みも含めて）を、お受けしています。ご相談の内容に応じた法制度紹介や、専門的にご相談できる関係機関のご案内、法テラスが行っているサービスをご案内します。
また、国・各自治体や、弁護士会等各種専門機関と連携・協力して、利用する方がお悩みを適切に解決できるよう橋渡しを行います。



法テラスの犯罪被害者支援業務

犯罪の被害者等に対し、被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、法律専門家の力が必要な場合、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族などを多角的にサポートしています。

アクセス

コールセンター 犯罪被害者支援ダイヤル

フリーダイヤル なくことないよ
(0120-079714)
犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当が対応します。
必要に応じ、地方事務所へ取次を行います。

地方事務所

全国の地方裁判所本庁所在地に50か所のほか、都道府県により支部、出張所、地域事務所及び法律事務所を設置しております。また、必要に応じ、地方事務所間で取次を行います。

ホームページ

- 24時間メール受付
- お近くの法テラスを検索
- FAQ(よくある質問と答)の検索
- 相談窓口情報の検索

ご案内

相談窓口の案内

犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

法制度の紹介

被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度情報(刑事手続の流れ、各種支援制度など)をご紹介します。

弁護士の紹介

弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じ、地方事務所の担当者より、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

弁護士に依頼できること

※弁護士に依頼できることの例です。詳しくは、担当の弁護士にご確認ください。

● 刑事裁判

・被害者参加制度の利用

● 民事手続

・損害賠償命令制度の利用
・示談交渉
・損害賠償請求(訴訟等)
・裁判所への保護命令申立てなど

● 刑事手続・行政手続

・被害届提出
・告訴、告発
・事情聴取同行
・法廷傍聴付添
・少年審判傍聴付添
・マスコミ対応
・犯罪被害者等給付金申請など

法テラスの 弁護士費用などに 関する援助制度

※一定の要件に該当される場合にご利用いただけます。

被害者参加人のための
国選弁護士制度

被害者参加旅費
等支給制度

民事
法律扶助制度

DV等被害者
法律相談
援助制度

日弁連委託
子どもに対する
法律援助制度

日弁連委託
犯罪被害者
法律援助制度

法テラスの弁護士費用等に関する援助制度の異同

法テラスには、弁護士費用等に関して複数の援助制度があります。それぞれ、援助を行ううえでの要件や、弁護士による支援の内容などが異なります。

	国選被害者参加制度	被害者参加旅費等支給制度	民事法律扶助制度	DV等被害者法律相談援助	日本弁護士連合会法律相談援助 犯罪被害者法律相談	日本弁護士連合会 子どもに対する法律相談
実施主体	法テラス 刑事裁判	法テラス 刑事裁判	法テラス 民事手続	法テラス 民事手続、行政手続、刑事手続	日本弁護士連合会 刑事手続、行政手続	日本弁護士連合会 行政手続等、訴訟等
援助段階						
概要	殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)を対象に、参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度	公判期日等に出席した被害者参加人に対して、国がその旅費等を支給する制度	民事裁判等手続に関する援助として無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立て替えを行う制度	特定侮辱行為(DV、ストーカー及び児童虐待)を受けているおそれのある方に対し、實力を問わない法律相談を実施する制度	殺人、傷害、性犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判に関する手続及び行政手続に関する援助を行う制度	児童虐待若しくは学校または保護施設における体罰等により人権救済を必要としており、貧困等の理由により申立権のある親族から協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度
要件	①被害者参加制度対象犯罪の被害者本人、法定代理人(未成年の両親など)、犯罪被害者本人が死亡した場合又は心身に重大な故障がある場合の配偶者、直系親族、兄弟姉妹。 ②資力(現金、預金等の流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として6か月以内に出すこととなると認められる費用(治療費、付添看護費、入通院交通費等)の額を控除した額が200万円未満であること。 ③裁判所から参加の許可を受けていること。	被害者参加人が、公判期日又は公判準備に出席したこと。	(相談援助) ①収入等が一定額以下であること。 ②民事法律扶助の趣旨に適すること。 ③収入等が一定額以下であること。 ④民事法律扶助の趣旨に適すること。 ⑤勝訴の見込みがないとはいえないこと。 ※詳細は 資料 3-2 参照。	①DV等被害者(特定侮辱行為を現に受けている疑いがある者)であること。 ②特定侮辱行為による被害の防止に関し、被害者参加の必要性があること。 ③DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと。	①被害者参加対象犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族(窃盗、詐欺などの財産犯の被害者は対象外) ②資力(現金、預金等の合計額)から、犯罪行為を原因として1年以内に出すこととなると認められる費用の額を控除した額が300万円以下であること。 ③弁護士に依頼する必要性があり、かつ相当性があること。	①児童虐待若しくは学校または保護施設における体罰等により人権救済を必要としており、貧困等の理由により申立権のある親族から協力を得られない子どもであること。 ②収入等が一定額以下であること。 ③弁護士に依頼する必要性があり、かつ相当性があること。 ※「子ども」は18歳未満のことをいいます ④親類(行政手続代理など)については、20歳未満も対象となります。
援助内容	①公判期日へ出席すること ②検察官の権利行使に関し、意見を述べ、説明を受けること ③証人に尋問すること ④被告人に質問すること ⑤事実関係又は法律の適用について意見を陳述すること	旅費、日当(公判期日等への出席に必要なと認められる場合)宿泊料の支給	①法律相談援助 ②代理援助・書類作成援助	被害を防止するために必要な法律相談(刑事・民事問わずに相談可)	①被害届提出 ②告訴・告発 ③事情聴取同行 ④検察審査会申立て ⑤法廷保釈付保(保釋費の確保、付添や刑事訴訟手続に関する説明、被害者への証人尋問の際の付添、意見陳述の際の付添等)又は少年審判防衛付添 ⑥証人尋問状況説明聴取 ⑦少年審判状況説明聴取 ⑧修飾的司法の一環としての加害者側との対話 ⑨刑事手続における和解の交渉(刑事手続に付随する示談交渉を含む) ⑩犯罪被害者等給付金申請 ⑪報道機関への積極的な対応・折衝(取材の整理やコメント作成の補助等) ⑫ストーカー事件における申告、加害者との折衝等 ⑬その他DV事件、ストーカー事件でのシェルターへの保護等、犯罪被害者支援のために必要な活動 ⑭以上に関わる法律相談	①代理援助 ②法律相談援助
利用費用負担	国が負担	国が負担	相談は無料。代理援助、書類作成援助は原則立替償還制(但し、免除制度あり)	<原則>負担なし <例外>法律相談時に有する処分が可能な現金及び預貯金の合計額が300万円を超える場合は、相談料5,500円を負担する。	示談金の受領など損害に利益を得た場合には、負担金・成功報酬が発生。	示談金の受領など損害に利益を得た場合には、負担金・成功報酬が発生。

① **資力が一定額以下であること。**
夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者の収入・資産を合算した金額で判断します。
※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

基準 A
収入が一定額以下であること。
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次の通りです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円 (200,200円)	251,000円 (276,100円)	272,000円 (299,200円)	299,000円 (328,900円)
※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。 ※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲内でその全額が上記収入基準額に加算されます。	単身者 41,000円	2人家族 53,000円	3人家族 66,000円
		4人家族 71,000円	

基準 B
保有資産が一定額以下であること。
資産の基準は以下の通りです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円	250万円	270万円	300万円

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成援助の際は不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども資産に含まれます。

② **勝訴の見込みがないとはいえないこと。**
和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③ **民事法律扶助の趣旨に遡ること。**
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



着手金・実費等の例(消費税率は10%で計算(税込))

代理援助	500万円の請求訴訟 金銭請求のない離婚訴訟 債権者10社の自己破産	255,000円 266,000円 155,000円
------	--	----------------------------------

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。
※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

書類作成 援助	訴状作成 自己破産申立書等作成 (債権者20社まで)	42,500円 105,000円
------------	----------------------------------	---------------------

法テラス申込みの流れ

(ご利用のためのしおり)

「民事法律扶助」とは…

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用等を立て替える制度です。

申込み

- 収入・家族構成(裏面・基準A)
- 現金・預貯金額(裏面・基準B)

裏面の①及び③いずれも満たしている場合、無料法律相談の予約をお取りします。

無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望される方には、審査を受けていただきます。

審査

審査では裏面の①～③の条件を全て満たす必要があります。審査に必要な書類は

- 資力を証する書類
(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、生活保護受給証明書など)
- 住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要)
- 事件関係書類
- 立替金の引落口座に関する書類
などです。

援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用(着手金・実費等)を決定します。
費用は法テラスがご本人に代わって弁護士・司法書士に支払い、ご本人には原則として、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます(無利息)。

事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金およびその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、立替費用の返済の猶予・免除を受けられる場合があります。
※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。
法テラスHP <https://www.houterasu.or.jp>